

職場のハラスメントに一人で悩まないで

職場におけるハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の発揮を妨げ、また職場にとっても秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

私たちは以下のような「ハラスメント行為」を許しません!!

※パワハラについては、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提です。

**いわゆるマタハラ**
とは?
妊娠・出産
育児・介護休業等ハラスメント

例えは・・・

- 妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた
- 妊娠中に体調不良等で休みを取ると、上司に「一旦辞めて、落ち着いてから戻ればいい」と言われた
- 育児休業の申し出をすると、上司から「男のくせにあり得ない」と言われた
- 育児短時間勤務を利用しているときに上司や同僚から「あなたのせいで皆が迷惑している」と何度も言われる

**セクハラ**
とは?
セクシュアルハラスメント

例えは・・・

- 性的な冗談を言う
- 性的な質問をして、からかう
- わいせつなポスター等を掲示する
- 性的な内容の情報や噂を流される
- 不必要に身体に接触する
- 食事やデートにしつこく誘う
- 交際を迫り、性的関係を強要する
- 性的な言動を拒否した社員をやめさせる

**パワハラ**
とは?
パワーハラスメント

例えは・・・

- 殴られる、物を投げつけられる
- 同僚の前で上司から「仕事ができない、無能だ」などと罵られる
- 挨拶をしても、無視されてしまう
- ひとりでは出来ない量の仕事を押しつけられる
- 他の部署に異動を命じられ、仕事を与えてもらえない
- プライベートな事に口出しされる

ハラスメントを受けたら・・・「一人で悩まないで!!」



社内のハラスメント相談窓口を確認・相談しましょう

- ・ 社内に相談窓口が書かれたポスターは掲示されていませんか
- ・ 労働条件通知書に相談窓口が書かれていませんか

※相談窓口を設置することは事業主の義務となっています

外部のハラスメント相談窓口を確認・相談しましょう

香川労働局


ハラスメント相談のほか解雇、雇止め、配置転換等労働問題についての相談を受け付ける相談電話です。
県下の労働基準監督にある総合労働相談コーナーでも相談できます。
087-811-8916 (平日 9:30~17:00)

ハラスメント悩み相談室


カスタマーハラスメントや就活ハラスメントについて、メール相談・SNS相談を受け付けています。

24時間受付・72時間以内返信予定

みんなの人権 110 番


差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。
電話はおかげになった場所の最寄りの法務局につながります。
0570-003-110 (平日 8:30~17:15)

こころの耳


人間関係や仕事の悩み等によるメンタルヘルス不調やストレスチェック制度、過重労働による健康障害防止対策などについての相談を受け付ける相談電話です。

0120-565-455 (月・火 17:00~22:00)
(土・日 10:00~16:00)